

平成23年4月1日からの登記印紙の取扱いについて

平成23年4月1日から、登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料は、**登記印紙**に替えて、**収入印紙**で納付していただくことになりました（注1）。

ただし、**登記印紙**についても、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができます（注2）。

また、平成23年4月1日から、**登記手数料は改定（登記事項証明書1通1,000円から700円に引下げ等）**されました。

したがって、**登記印紙**の主要券種である1,000円券については、登記事項証明書を2通以上請求する場合に組み合わせて使用するなどして、ご活用願います。

（注1）「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則第264条等

（注2）**収入印紙**と**登記印紙**を組み合わせて使用することも可能です。

上記に関するご相談・ご質問等がございましたら、最寄りの法務局・地方務局総務課までご連絡願います。